

空調服等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の猛暑による熱中症リスクの高まりを踏まえ、公益社団法人 福山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員に対する熱中症対策を推進し、安全な就業環境の確保を図るため、空調服等購入補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「空調服等」とは、作業時の暑熱対策を目的として使用するウェア、ファン、冷却装置、バッテリーその他これらに類する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 本要綱における補助対象者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 申請時にセンターの会員であり、今後も継続して就業希望の者
- (2) 主として屋外作業又は高温環境下で就業する者
- (3) 自身の就業のために熱中症対策用品を購入した者
- (4) 前回の本補助金交付から3年度を経過している者
- (5) 会費滞納が無い者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、空調服等の購入費とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 2 バッテリーは2個までを補助対象とし、充電器、ケーブル等の付随機器についても、空調服等の使用に必要な範囲において補助対象経費に含むことができる。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内（100円未満切捨て）とし、上限額を5,000円とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、毎年度4月1日から10月31日までとする。

- 2 補助金交付申請期限は、購入日の属する年度の11月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交

付申請書に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は購入を証する書類
- (2) 購入した空調服等の内容が確認できる書類、写真又はこれに類するもの
- (3) 振込先口座の預（貯）金通帳の写し（振込先口座が配分金振込口座と同一の場合は、提出を要しない。）
- (4) その他理事長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第8条 理事長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者への補助金交付は、1か月分の申請を取りまとめ、翌月20日までに交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 理事長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付が適当でないと認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 理事長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還させることができる。

(書類の様式)

第11条 この要綱に規定する書類の様式は、理事長が別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）5月19日から施行し、2026年（令和8年）4月1日から適用する。